

A社：京都府宇治市所在 免許更新回数（8）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：ポスティングチラシ

新築分譲住宅1物件

■ 広告表示の開始時期の制限

◎14戸の新築分譲住宅を取引するかのように表示していたが、建築確認番号を取得していたのは1戸のみであり、その他の住戸は建築確認番号未取得であった。

■ 取引条件の不当表示

◎取引態様不表示により売主であるかのような表示 ⇒ 媒介。

■ 表示基準違反

◎小学校を表示 ⇒ 物件までの道路距離不記載。

◎「価格 3300万円台～」 ⇒ 最高価格、最多価格帯とその戸数不記載。

■ 必要表示事項違反

宅建業法による免許証番号、所属団体名、公正取引協議会加盟事業者である旨、土地面積、用途地域、建物面積、建物の主たる部分の構造、主たる設備等の概要、道路の幅員、入居予定年月、建築確認番号、取引条件の有効期限、広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称又は商号及び免許証番号 不記載。

※ A社は平成27年2月25日に当協議会から警告の措置を受けている。

B社：兵庫県伊丹市所在 免許更新回数（3）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：インターネット広告（ピタットハウス 不動産・住宅情報サイト）

賃貸住宅2物件

■ おとり広告

◎平成28年10月13日時点の広告について、同年10月8日を情報登録日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は同年1月に契約済みで取引不可であったにもかかわらず、同年9月10日に情報更新を行っており、その後も更新を繰り返して標記の広告時点まで広告していた。

◎平成28年10月13日時点の広告について、同年10月8日を情報更新日とし、取引できるかのように表示していたが、当該物件は平成27年9月に契約済みで取引不可であったにもかかわらず、平成28年9月17日に情報登録又は更新を行っており、その後も更新を繰り返して標記の広告時点まで広告していた。